○財務省告示第二百九十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年十月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十三回	七千四百六十万円	七千四百五十七万二百九十円
〃	第五十四回	八千六百九十一万円	八千六百八十七万五千三百八十八円
〃	第五十五回	七千百六十五万円	七千百六十二万千四百六十八円
〃	第五十六回	七千七百八十二万円	七千七百七十八万九千四円
〃	第五十七回	一億六百五万円	一億六百万七千七百五十八円
〃	第五十八回	一億二千百二十一万円	一億二千百十六万千七百十八円
〃	第五十九回	二億千五百七十万円	二億千五百六十一万四千七十四円
〃	第六十回	五千万円	四千九百九十八万八十四円
〃	第六十一回	二億九千二百十一万円	二億九千百九十九万三千六百三十八円
〃	第六十二回	一億三百八十一万円	一億三百七十六万八千六百四十六円
〃	第六十三回	一億千九百五十万円	一億千九百四十五万二千四百円
〃	第六十四回	七千二百三十一万円	七千二百二十八万千二百十二円
〃	第六十五回	六千五百五十万円	六千五百四十七万三千九百八円
〃	第六十六回	五千三百三万円	五千三百万八千八百七十八円
〃	第六十七回	六千七百六十万円	六千七百五十七万三千七十八円
〃	第六十八回	五千七百二十万円	五千七百十七万七千二百二十四円
〃	第六十九回	三億四千五百四十六万円	三億四千五百三十二万二千三百八十六円

〃	第七十回	四億千四百三十七万円	四億千四百二十万四千九百四十六円
〃	第七十一回	三億千百八十三万円	三億千百七十万六千百五十円
〃	第七十二回	三億四千六百二十九万円	三億四千六百十五万二千七十円
〃	第七十三回	四億四百十二万円	四億三百九十五万九千三十六円
〃	第七十四回	六億七千五百六十四万円	六億七千五百三十七万八百五十二円
〃	第七十五回	八億二千六十五万円	八億二千三十二万三千百二十三円
〃	第七十七回	千万円	九百九十九万六千百四十六円
〃	第七十九回	千六百万円	千五百九十九万五千三百四十一円
〃	第八十回	三百万円	二百九十九万九千二百二十七円
〃	第八十一回	五百万円	四百九十九万八千九百七十七円
〃	第八十二回	二百万円	百九十九万九千五百七十六円
〃	第八十三回	九百万円	八百九十九万八千三百九十八円
〃	第八十四回	千五百万円	千四百九十九万八千二十八円
〃	第八十五回	三百五十万円	三百四十九万九千六百六十五円
〃	第八十六回	千四百万円	千三百九十九万九千六十一円
〃	第八十七回	七千七百五十万円	七千七百四十九万九千二百五十七円
〃	第二十九回（個人向け利付国庫債券（固定・五年））	九千八百八十九万円	九千八百七十八万七千五百九十二円
〃	第三十回	二千七百七十五万円	二千七百七十三万六千七百四十二円
〃	第三十一回	一億八千六百七十一万円	一億八千六百二十六万三千七百十八円
〃	第三十二回	三億四百十四万円	三億三百五十五万八千三百九十六円